

市川市告示第245号

指定第1号事業の事業所の廃止について

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成28年規則第12号）第11条第1項に基づき、次のとおり告示する。

令和8年9月18日

市川市長 田中 甲

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| 1 指 定 申 請 者 | 有限会社ひかりスタッフ |
| 2 事 業 所 名 | 有限会社ひかりスタッフ |
| 3 事 業 所 所 在 地 | 千葉県市川市市川1-21-7クレール市川プラザピコ311 |
| 4 廃 止 年 月 日 | 令和8年9月30日 |
| 5 総 合 事 業 の 種 類 | 介護予防訪問型サービス事業 |

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所が明らかでないため、送達することができませんので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）第 18 条の規定に基づき公告します。

なお、同書類は納税・債権管理課で保管していますから、来庁のうえ受領してください。

令和 8 年 9 月 18 日

市川市長 田中 甲

- 1 送達を受けるべき者の氏名又は名称
東野 貴也
- 2 送達すべき書類を特定するために必要な情報
20260911-0008

<注意>

上記書類があなたの手もとに届かなくても、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公示送達の掲示がなされた日から 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。